

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本
スペシャルオリンピックス世界大会選手団派遣基準

1) 目的及び基本原則

本基準は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「SON」という。）が、スペシャルオリンピックス（以下「SO」という。）世界大会に派遣する選手団（アスリート、ユニファイドパートナー、コーチ、団長・副団長、それ以外の構成員（以下「スタッフ等」という））の選考基準について定めることを目的とする。選手団の選考は、能力レベルの程度を問わず、全てのアスリートに対して、次の上位レベルの競技会で競技するチャンスを等しく与えることを基本原則とする。

2) 選手団編成方針

SO 世界大会に派遣する選手団は、SO の使命・理念を尊重し、同ムーブメントの推進に寄与するとともに、SON 倫理規程、社会規範及び SO 行動規範※を遵守し、公平かつ誠実に行動できるアスリート、ユニファイドパートナー、コーチ、団長及び副団長、スタッフ等をもって編成する。

※SO 行動規範は、SO スポーツルール総則、並びに SON セーフガーディングポリシーに定める行動規範に準拠する。

3) 選考基準

（アスリート）

1. 各地区組織及び SON データベースにアスリートとして登録している者で、出場競技初日に満 15 歳以上（注）であること。
2. 世界大会に先だって開催される SON ナショナルゲームに競技者として参加し、公式記録を残していること。または、SON 理事会において SON ナショナルゲームとは別に世界大会出場選考会として承認を受けた競技会・大会（以下、公認競技会という）に参加し、公式記録を残していること。なお、選考対象となるナショナルゲームまたは公認競技会を開催できない場合には、選考委員会はスポーツルール総則に基づきアスリートの選考方法を決定する。
3. 大会期間を、日常生活と異なる環境の中で選手団のみで行動できる体力、精神力、自立度、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。なお、競技の能力レベルはこれに含まないものとする。
4. 大会開催期間の初日の時点において、満十五歳に達した日以降の最初の三月三十一日を経過した者であること。

注）SON では、過去の派遣経験から、世界大会においては、その大会開催期間の長さ、移動距離、精神的な影響などを考慮し、上記の年齢要件を設定している。

5. 原則として、発達障害（学習障害、注意欠如・多動症等）のみを有する者ではないこと。ただし、SON は、そのような者からの参加申請があった場合、その参加の可否について、個別に国際本部に確認し、出場が認められる場合がある。

（ユニファイドパートナー）

アスリートの出場資格に準ずる。ただし、第 1 項については「アスリート」を「ユニファイドパートナー」と読み替えて適用するものとし、第 5 項については適用しない。

(コーチ)

1. SO のコーチとして、SO トレーニングプログラムで少なくとも 10 時間以上のコーチングを経験していること。
2. SON 指導者資格のうち、コーチ 2 以上のコーチとして登録されていること。
3. 世界大会に先立って開催される SON ナショナルゲーム又は公認競技会に、選手団又は当該大会の運営関係者として参加した経験を有すること。又は、これに準ずる経験を有すると選考委員会が認めた者であること。
4. 地区組織の代表者又は SON 理事長の推薦があること。
5. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。
6. 上記選考基準のすべてを満たし、かつ、世界大会の出場資格を満たしている者。

(スタッフ等)

1. SON 役職員及び委嘱者、SO 活動に従事する者。
2. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面において派遣に支障がないこと。

(団長・副団長)

1. SO の使命や理念を十分に理解し、SO 活動に積極的に参加しており、かつ、適切にアスリートやユニファイドパートナーの引率ができること。
2. SO をはじめ、スポーツや障害のある人たちへの理解が深く、的確な判断とリーダーシップで選手団を統率できる者であること。
3. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面において派遣に支障がないこと。

4) 選手団選考方法

1. アスリート及びユニファイドパートナーは、3)に定める選考基準を満たす者の中から、SO スポーツルール総則「上位レベルの競技会への進出条件」に定める手順に従い、選手団選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。
2. コーチは、3) に定める選考基準を満たす者の中から、選考委員会が選定する。
3. スタッフ等は、3) に定める選考基準を満たす者の中から、適切な候補者を代表理事が選定する
4. 選手団団長及び副団長は、3) に定める選考基準を満たす者の中から、代表理事が選定する。
5. 選考委員会は、アスリート・ユニファイドパートナー又はコーチ及びスタッフ等の選考に際し、必要に応じてアスリート・ユニファイドパートナー又はコーチ及びスタッフ等の選考合宿を行うことができる。
6. 選出されたアスリート・ユニファイドパートナー又はコーチがやむを得ない事情で大会に参加できない場合を考慮し、選考委員会において優先順位を付して補欠候補者を定めるものとする。ただし、補欠候補者の氏名等は公表をしない。なお、選手団の事前活動開始後に、選手団構成員の中で、派遣に適さないと判断した者については、選考委員会が定めた優先順位に基づき補欠候補者と交代する。

5) 選考委員会の設置

1. アスリート、ユニファイドパートナー、コーチを選考するために、選考委員会を設置する。
2. 選考委員会は、次の各号に該当する委員をもって構成する。
 - i) 代表理事
 - ii) 代表理事が指名する理事 2 名
 - iii) スポーツプログラム委員会から 1 名
 - iv) スポーツウェルネス委員会から 1 名
 - v) 地区組織を代表する者の中から代表理事により選定された者 1 名
3. 委員長は、代表理事をもって充てる。代表理事が欠けた時、あるいは事故あるときは、委員の中から互選する。
4. 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
5. 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
6. 選考委員会において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決する。

6) メディカルチェック

1. 選手団メンバーは、SON が指定する方法により、派遣前にメディカルチェックを受けなければならない。
2. 前項のメディカルチェックの結果、大会派遣に耐え得る健康状態にないと判断された場合には、SON は派遣を行わない、又は派遣内容を変更することができる。

7) 事前・事後活動等

選手団メンバーは、以下の事項を行わなければならない。

- ① 世界大会出場前に、SON で定めた研修やトレーニング等を受けること
- ② 世界大会出場前に、事務局との連絡を密にとること
- ③ 世界大会出場前に、団長及び副団長、コーチ等は選手団メンバーとの連絡調整を行うこと
- ④ 大会参加後、報告書を提出し、報告会にも参加すること
- ⑤ 大会参加後、SON 及び地区組織の活動に寄与すること

8) 海外旅行傷害保険の加入

選手団メンバーは、常に、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、事故及び疾病等の予防に努めなければならない。なお、SON は、選手団メンバーについて、派遣期間中の疾病、傷害及び賠償責任を補償する海外旅行保険に加入するものとする。

9) 派遣の中止

派遣先の安全性の確保が難しい場合や、経済的・人的資源の確保が困難な場合など社会的情勢により派遣できない場合、原則として派遣の中止は、理事会で決議する。ただし、自然災害その他緊急を要する異常事態の発生により理事会を開催する時間的余裕がない場合は、代表理事が単独で派遣の中止を決定することができる。この場合、代表理事は、その後最初に開催される理事会において、その旨及びその理由を報告しなければならない。

附 則

1. この基準の改廃は、理事会での承認をもって行う。
2. この基準は平成 24 年（2012 年）12 月 6 日から施行するものとし、同年 4 月 1 日から

適用する。

3. 改正 平成29年（2017年）9月28日
4. 改正 平成30年（2018年）3月2日
5. 改正 令和4年（2022年）7月28日
6. 改正 令和4年（2022年）10月6日
7. 改正 令和6年（2024年）12月13日
8. 改正 令和8年（2026年）8月6日